

# 青森県報

号外第百五号

平成十七年  
十二月十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…一  
 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する  
 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の  
 一部を改正する規則…………… (同)…二  
 市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (振興課)…二  
 訓 令  
 職員の日額旅費支給規程及び青森県身体障害者相談業務委  
 託規程の一部を改正する訓令…………… (振興課)…三

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百十号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の企画課の項の第六号中「総合開発審議会」を「総合計画審議会」に改める。

第二百四十四条第一項中「当該中欄」を「同表の中欄」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表青森県総合開発審議会の項を削り、同条第二項中「及び次条に規定する青森県総合開発審議会の専門委員」を削り、「二」を「いずれかに」に改める。

第二百四十五条第一項の表中「青森県総合開発審議会」を削る。  
別表第六青森県総合開発審議会の項を次のように改める。

青森県 総合計 画審議 会	県政振興のための総合的 計画に関する事項を調査 審議すること。	会長 委員 員	学識経 験を有 する者	三十一 人以内	二年	委員 の互 選	企 画 課
------------------------	---------------------------------------	---------------	-------------------	------------	----	---------------	-------------

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百十一号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九条第十九号」を「第二十一条第十九号」に改める。

第三条中「第二十六条第六号」を「第三十四条第六号」に改め、同条第一号中「第二十六条第二号」を「第三十四条第二号」に改め、同条第二号中「第二十六条第三号」

を「第三十四条第三号」に改める。

第四条中「第二十七条」を「第三十五条」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百十二号

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

(青森県行政組織規則の一部改正)

第一条 青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表弘前県税務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加える。

第四十九条第一項の表青森県環境保健センター弘前環境管理事務所の項中「つがる市」の下に「平川市」を加える。

第五十六条の表中南地方健康福祉こどもセンターの項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表三戸地方健康福祉こどもセンターの項中「百石町、下田町」を

「おいらせ町」に改め、同表上北地方健康福祉こどもセンターの項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第七十四条の表田舎館食肉衛生検査所の項中「つがる市」の下に「平川市」を加える。

第九十九条の三第一項の表弘前保健所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表八戸保健所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上十三保健所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第九十九条の六第一項の表三戸地方福祉事務所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上北地方福祉事務所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改め、同表第二項の表中南地方福祉事務所の項中「黒石市」の下に「

平川市」を加え、同表三戸地方福祉事務所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上北地方福祉事務所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第九十九条の九第一項の表青森県弘前児童相談所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表青森県八戸児童相談所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表青森県七戸児童相談所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第一百二条第一項の表中南地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表第二項の表中南地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表三戸地方農林水産事務所の項中「百石町」を削り、「下田町」を「おいらせ町」に改め、同表第三項の表中南地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表第四項の表三戸地方農林水産事務所の項中「百石町」を「おいらせ町」に改める。

第一百五条第一項の表中南地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加える。

第一百七条第一項の表三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所の項中「百石町」を削り、「下田町」を「おいらせ町」に改める。

第一百七七条の二第一項の表三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所の項中「百石町」を「おいらせ町」に改める。

第一百二十五条第一項の表弘前県土整備事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加える。

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正)  
第二条 青森県災害対策本部に関する規則(昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中南地方支部の項中「黒石市」を「黒石市 平川市」に改める。

(青森県建築基準法施行細則の一部改正)  
第三条 青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中「岩木町、相馬村」を削る。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は同年二月二十七日から、第一条中青森県行政組織規則第五十六条の表三戸地方健康福祉こどもセンターの項及び上北地方健康福祉こどもセンターの項及び上北地方健康福祉こどもセンターの項、第九十九条の三第一項の表八戸保健所の項及び上十三保健所の項、第九十九条の六第一項の表並びに同条第二項の表三戸地方福祉事務所の項及び上北地方福祉事務所の項、第九十九条の九第一項の表青森県八戸児童相談所の項及び青森県七戸児童相談所の項、第一百零二条第二項の表三戸地方農林水産事務所の項及び同条第四項の表、第一百七条第一項の表並びに第一百七条の二第一項の表の改正規定は同年三月一日から施行する。

**訓 令**

青森県訓令甲第四十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程及び青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程及び青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正する訓令

(職員の日額旅費支給規程の一部改正)

第一条 職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「黒石市」の下に、「平川市」を加え、同項第十二号の表弘前市に駐在する職員の項中「黒石市」の下に、「平川市」を加え、同表八戸市に駐在する職員の項中「百石町」を「おいらせ町」に改め、同項第十三号の表十和田市に駐在する職員の項中「平賀町」を「平川市」に改め、同表鱒ヶ沢町に駐在する

職員の項中「つがる市」を「弘前市、つがる市」に改め、「岩木町」を削り、同条第二項中「百石町」を「おいらせ町」に改める。

(青森県身体障害者相談業務委託規程の一部改正)

第二条 青森県身体障害者相談業務委託規程(昭和四十二年十一月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表弘前市の項中「二十四人」を「二十七人」に改め、同表つがる市の項の次に次のように加える。

平 川 市	七人
-------	----

別表岩木町の項、相馬村の項、尾上町の項、平賀町の項、碓ヶ関村の項及び百石町の項を削り、同表下田町の項を次のように改める。

おいらせ町	四人
-------	----

別表名川町の項を削り、同表南部町の項中「一人」を「四人」に改め、同表福地村の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の日額旅費支給規程第二条第一項第十三号の表鱒ヶ沢町に駐在する職員の項の改正規定並びに第二条中青森県身体障害者相談業務委託規程別表弘前市の項の改正規定並びに同表岩木町の項及び相馬村の項を削る改正規定は同年二月二十七日から、第一条中職員の日額旅費支給規程第二条第一項第十二号の表八戸市に駐在する職員の項及び同条第二項の改正規定並びに第二条中青森県身体障害者相談業務委託規程別表百石町の項を削る改正規定及び同表下田町の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭